

令和7年第12回定例会

1 日 時 令和7年7月9日（水）10時30分から11時00分まで

2 場 所 委員会室

3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 長 澤野正明
委員長職務代理 澤野島善司
委員 小林正則
委員 橘正剛
事務局 局長
総務課 課長
選挙課 課長
広報啓発担当課 課長
書記 3名

4 議 事

<議案>

1 不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消しについて

<報告事項>

1 選挙争訟について

2 選挙争訟について

3 選挙争訟について

4 選挙争訟について

<その他>

1 当面の日程について

5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
委 員 長	ただ今から令和7年第12回定例会を開会いたします。 お手元に、令和7年第11回定例会の「会議要録」をお示ししてありますので、お気づきの点などがございましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。 本日は、1件の議案と4件の報告事項を予定しております。 なお、報告事項第1から第4は、個人情報を含んでいることから、非公開審議として取り扱いたいと存じますが、御異議はございませんか。
委 員	(異議なし)
委 員 長	御異議なしということで、そのように取扱うことといたします。 それでは、議案第1号「不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消し」について、事務局より説明を求めます。
選挙課長	《議案第1号について説明》
委 員 長	説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。
委 員	基本的なことで申し訳ありませんが、この人達の住所は、この施設に住所を有しているということでもいいのか。これが一点。その人達に対して、不在者投票施設では、投票箱かなんかがあるのか。江東区だったら江東区から用意された投票箱かわからないですが、それで投票するのかどうか。さっき平均年齢が88歳と言われましたけど、ここの施設に候補者の一覧みたいなものがどこかに掲示してあるのか、あるいは、そういう資料が紙なのかどうかかわからないけど、ここの施設が用意して、入所者の人にその中から選んでもらうのか。
選挙課長	御質問が3点ございました。まず施設に住所を有しているかどうかですけれども、施設の形態によって、またその人の状況によって、住所を移している場合もあるかもしれませんが、例えば病院とかですと、一時的な場所になってくるので、その方のお住いの場所になってくるかと思います。例えば、有料の老人ホームとか長期的な滞在が見込まれる所については、住民票を移すケースもあるでしょうし、ご自身が元々お住いのところに住民票を残す場合もあると思うので、そこはケースバイケースかと思います。ただ今回は、参院選、全国選挙になりますので、通常考えれば、施設に入所している方が、その施設に住所がある方でも、別のところに住所がある方でも対象になるという考えでございます。それが1点目のご質問です。 2点目のご質問、投票箱について御質問があったかと思いますが、投票箱をリアルに用意するというよりかは、不在者投票になりますので、不在者投票のやり方ですとこの施設の方が、例えば江東区であれば、江東区に不在者投票の申請をすると、不在者投票のセット、投票用紙とあとは封筒等が送られてきますので、それを活用して入所者の方に投票される方のお名前を書いていただい

て、通常ですとそこで目の前で封筒に入れてという作業になると思いますので、投票箱を使ってやるというケースはほとんどないかなと、リアルな選挙というのを醸し出すためにやっているところもあるかもしれないですけども、通常、公職選挙法の正しいやり方をすれば、先程申しあげたとおり、封筒に目の前で入れてというやり方が一番正しいので、そのような形になるのかなと推察いたします。

最後に、候補者の一覧でございますが、施設によってケースバイケースなのかと思います。例えば、選挙公報を使ったりですとか、あとは今回の国政選挙ですと、国から比例代表ですと一覧が提示されていたりするので、それはきちんと入所の方が選べるような形で掲示をして、入所の方が公平に投票をできる環境を整えていただくと考えております。説明は以上です。

委 員

不在者投票というのは、投票用紙を封筒で糊付けかなんかするんですね。今申請をすればという話があったが、例えば俺は投票しないとか、あるいは投票する判断能力に欠けている人、能力と体力もない人もいるわけで、それは本人の不在者投票をやりたいという申し出があった人について行うのか、機械的に入所している人は、全部不在者投票できるようになるのか、その辺りはどういうシステムになっているのか。

選挙課長

公職選挙法の規定を前提にしますと、不在者投票についてはやはり本人の希望がないとできないものになります。それは施設側が入所者の方に強要するものではなく、御本人の希望で不在者投票を行いたいという意味があった方に対して不在者投票をする環境を整えるという形であると考えています。

委 員

そうしますと、入所されている方に個々に意思確認をして、投票の意思のある人にのみ不在者投票をしていただくという理解でよろしいですか。

選挙課長

制度を前提にしますと、そういうものと我々は考えています。

委 員

わかりました。

委 員 長

私が入院したりしていると、自宅に投票所入場券が届きますが、それを不在者投票所である病院に持っていき、投票したいと言ったらできるのか。

選挙課長

自宅の届いたものはあくまでもお住まいの区市町村で使えるものになります。不在者投票を行う場合には、やはり病院側からお住いの区市町村選管の方に申請をしていただく形になります。

委 員 長

病院に届いた書類を使って病院で使用するわけですね。わかりました。他にございませんか。

御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委 員

(異議なし)

委 員 長	御異議なしと認めます。よって議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。 それでは、当面の日程について、事務局より説明を求めます。
総務課長	《当面の日程について説明》
委 員 長	説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。 御質問・御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。 次回の定例会は、7 月 2 3 日に開催することといたします。